

令和6年度

京都市企業立地促進制度の御案内

	本社・工場等新增設等支援制度	京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金
1	対象事業に伴い、新たに課税された固定資産税・都市計画税の相当額の補助（土地に係るものを除く。）	
		最大1億円
対象者	製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む企業	「オスカー認定」、「Aランク認定」、「目の輝き認定」を受けた中小企業
対象事業	本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新增設等（賃借を含む。）	事業所の新增設等
補助期間（※1）	中小企業A：3年度分 中小企業B：2年度分 大企業：1年度分	中小企業A：3年度分 中小企業B：2年度分
補助額	固定資産税・都市計画税の相当額の 中小企業：100%～ 150% （※2） 大企業：50%～ 75% （※2）	固定資産税・都市計画税の相当額100%
2	埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に、当該調査に要した経費相当額の50%を補助	
		最大2,500万円

（※1）補助期間、企業規模によって異なります。

- 中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、会社をいう。
※京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金に限り、個人も含む（中小企業者A、Bも同様）。
- 中小企業者A：中小企業者のうち、資本金の額又は出資の総額1億円以下かつ常時使用する従業員の数100人以下の会社
- 中小企業者B：中小企業者のうち、中小企業者A以外の会社
- 大企業者：中小企業者以外の会社

（※2）補助率は、事業内容と立地エリアによって異なります。

	オフィス・ラボ誘導エリア		らくなん進都 鴨川以南	<ul style="list-style-type: none"> ・向日町駅周辺エリア ・横大路エリア ・桂イノベーションパーク 	左記以外の 市内全域
	京都駅南部	らくなん進都 鴨川以北			
本社機能を有する 事業所	150%（75%）			120%（60%）	100%（50%）
開発拠点・研究所					
工場	120%（60%）				

※括弧内は、大企業に適用する補助率

京都市 産業観光局 企業誘致推進室

TEL. 075-222-4239

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

E-mail: kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

京都市産業観光局企業誘致推進室 令和6年4月発行 京都市印刷物第064066号

申請書類のダウンロードは
こちらから



京都市企業立地ガイド
(ホームページ)

1 本社・工場等新增設等支援制度

		中小企業者 A	中小企業者 B	大企業者
対象者	製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む会社			
対象地域	市内全域			
対象事業	本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新增設等（賃借を含む。）			
事業要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産等設備取得額：<u>1,000万円以上</u>かつ 対象事業所及び同敷地内の常時雇用者数が5名以上で、市内における常時雇用者の総数が1名以上増加すること。 ※市内の公的インキュベーション施設（※1）から、移転する場合は、上記の要件なし。 		<ul style="list-style-type: none"> 生産等設備取得額：<u>2,500万円以上</u>かつ 対象事業所及び同敷地内の常時雇用者数が5名以上で、市内における常時雇用者の総数が1名以上増加すること。 	
建物、生産設備等に係る固定資産税・都市計画税相当額	補助率	建物、生産設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の <u>100%～150%（※2）</u>		建物、生産設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の <u>50%～75%（※2）</u>
	交付年数	3年間	2年間	1年間
	補助上限	1億円		1億円（常時雇用者の増加数に応じて上限設定あり。）
埋蔵文化財発掘調査経費相当額	補助率	埋蔵文化財発掘調査経費相当額の50%		
	補助上限	2,500万円		

※1 公的インキュベーション施設

- 京都大学連携型起業家育成施設「京大桂ベンチャープラザ（北館）」
- 京都桂新事業創出型事業施設「京大桂ベンチャープラザ（南館）」
- 京都新事業創出型事業施設「クリエイション・コア京都御車」
- 上記に準ずる施設として市長が認めるもの
- 京都市創業・イノベーション拠点「淳風bizQ」
- 京都大学医薬系総合研究棟「イノベーションハブ京都」
- 京都市成長産業創造センター「ACT京都」

※2 補助率は、立地エリアと事業内容によって異なります（括弧内は、大企業に対する補助率）

- オフィス・ラボ誘導エリア（京都駅南部地区及びらくなん進都（鴨川以北））、らくなん進都（鴨川以南）において、
 - ・ 本社機能を有する事業所、開発拠点、研究所の新增設等を行う場合は、補助率150%（75%）
 - ・ 工場の新增設等を行う場合は、補助率120%（60%）
- 向日町駅周辺エリア（久我、羽束師の工業専用地域など）、横大路エリア、桂イノベーションパーク地区において、本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新增設等を行う場合は、補助率120%（60%）
- 上記以外の市内全域において、本社機能を有する事業所、工場、開発拠点、研究所の新增設等を行う場合は、補助率100%（50%）

2 京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金

		中小企業者 A	中小企業者 B
対象者	中小企業で、次のいずれかに該当する会社又は個人 (1) Aランク認定企業 (2) オスカー認定企業 (3) 「知恵創出“目の輝き”」認定企業 等		
対象地域	市内全域		
対象事業	事業所の新增設等（賃借を除く。）		
建物、生産設備等に係る固定資産税・都市計画税相当額	補助率	建物、生産設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の100%	
	交付年数	3年間	2年間
	補助上限	1億円	
埋蔵文化財発掘調査経費相当額	補助率	埋蔵文化財発掘調査経費相当額の50%	
	補助上限	2,500万円	

～補助金交付の流れ～

